官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（外務一三）　二
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産二七）　四
〔法規的告示〕
○災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件（内閣府九七）　四
〔その他告示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター（旧名称公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議）から適格都道府県センター及び差止請求関係業務を行う事務所の名称変更の届出があった件（国家公安委一六）　四
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター（旧名称公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議）から適格都道府県センター及び差止請求関係業務を行う事務所の名称変更の届出があった件（同一七）　四
○ブラジル連邦共和国におけるリオ・グランデ・ド・スール州における自然災害に対する重要な産業の強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件（外務二〇二）　四
○ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇三）　五
○カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇四、二〇五）　五
○カンボジア王国における都市部におけるプラスチックごみ処理能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同二〇六）　五
○フィリピン共和国におけるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の脆弱なコミュニティにおける気候に対する強靭性のある生計向上計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二〇七）　五
○保安林の指定をする件（農林水産八九七～九〇三）　五
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔褒　賞〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示（総務省）　八
組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）　九
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人和歌山県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委員会配第二号）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
三養基土地改良区役員の就任、渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者関係　一二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三〇
会社その他

省　令

○外務省令第十三号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十日　外務大臣　岩屋　毅

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（住居手当の計算方法） **第九条**　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第十三条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当は、着後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数（法第十二条の二第一項に規定する支給期間前の日の夜数を除く。）を控除した日数をもつて計算する。 ２　［略］	（住居手当の計算方法） **第九条**　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第十三条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当は、着後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数（在外職員が在勤地に到着した日の夜数を除く。）を控除した日数をもつて計算する。 ２　［略］
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

○農林水産省令第二十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十日　農林水産大臣　小泉進次郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　（略） ⑵　飼料一般の製造の方法の基準 ア～ハ　（略） ニ　アミラーゼ（その３）は、牛、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ⑶・⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ㋐～㋔　（略） ㋕　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐、コの㋐及び㋑の㋐、⑵のヨからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからヒまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 ㋖～㋘　（略） ㊟　（略） ウ　（略） ２～６　（略） 別表第２（第２条関係） １～７　（略） ８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 ⑴～⑽　（略） ⑾　アミラーゼ アミラーゼ（その１）　（略） アミラーゼ（その２） ア　製造用原体 ㋐～㋒　（略） ㋓　表示の基準 アミラーゼ（その１）製造用原体の表示の基準を準用する。 イ　（略） ウ　製剤（その２　液状） ㋐　（略） ㋑　保存の方法の基準 アミラーゼ（その２）製剤（その１）の保存の方法の基準を準用する。 ㋒　（略）	（新設）
	⑶・⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ㋐～㋓　（略） ㋔　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐、コの㋐及び㋑の㋐、⑵のヨからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 ㋕～㋗　（略） ㊟　（略） ウ　（略） ２～６　（略） 別表第２（第２条関係） １～７　（略） ８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 ⑴～⑽　（略） ⑾　アミラーゼ アミラーゼ（その１）　（略） アミラーゼ（その２） ア　製造用原体 ㋐～㋒　（略） ㋓　表示の基準 アミラーゼ（その１）製造用原体の表示の基準を準用すること。 イ　（略） ウ　製剤（その２　液状） ㋐　（略） ㋑　保存の方法の基準 アミラーゼ（その２）製剤（その１）の保存の方法の基準を準用すること。 ㋒　（略）

アミラーゼ（その３）
ア　製造用原体
(ア)　成分規格
酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、１ｇ中に2,000でんぷん糖化力単位以上を含む。
物理的・化学的性質
①　本品は、淡褐色～濃褐色の液体である。
②　本品の水溶液又は水懸濁液（１→100）のpHは、5.0～7.5である。
③　本品は、pH5.0～7.0において最大の酵素活性を有する。
純度試験
①　鉛　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第１法）により鉛の試験を行うとき、その量は20μg／ｇ以下でなければならない。
②　ヒ素　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、ヒ素試験法第３法により試料溶液を調製し、装置Ａを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない（２μg／ｇ以下）。
③　抗菌活性　本品１ｇ（0.5～1.4ｇ）を量り、抗菌活性試験法により試験を行うとき、抗菌活性を示してはならない。
強熱残分　20.0％以下（１ｇ）
酵素力試験　でんぷん糖化力試験法により試験を行う。

（新設）

(イ)　製造の方法の基準
*Bacillus licheniformis*に属する菌株を宿主としたアミラーゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後、培養物をろ過し、又は水で抽出した後、ろ過し、菌体を除去し、さらに、ろ液を濃縮して製造すること。
(ウ)　保存の方法の基準
遮光した密閉容器に保存すること。
(エ)　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第１位まで）を記載すること。
イ　製剤（その１）
(ア)　成分規格
本品は、アミラーゼ（その３）製造用原体に、必要に応じて硫酸ナトリウムを加え、さらに、賦形物質を混和した小片、粉末又は粒子である。
酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示でんぷん糖化力単位の85～170％を含む。
酵素力試験　でんぷん糖化力試験法により試験を行う。
(イ)　保存の方法の基準
アミラーゼ（その３）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。
(ウ)　表示の基準
アミラーゼ（その３）製造用原体の表示の基準を準用する。
ウ　製剤（その２　液状）
(ア)　成分規格
本品は、アミラーゼ（その３）製造用原体に、必要に応じてショ糖、塩化ナトリウム及びソルビン酸カリウムを加え、さらに、水を混和した水溶性液状物である。

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示でんぷん糖化力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　でんぷん糖化力試験法により試験を行う。	
(ｲ)　保存の方法の基準 アミラーゼ（その３）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。	
(ﾛ)　表示の基準 アミラーゼ（その３）製造用原体の表示の基準を準用する。	
(136)～(166)　(略)	(136)～(166)　(略)

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第九十七号

災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件（平成十二年総理府告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄総合事務局　管区警察局　管区行政評価局　沖縄行政評価事務所　総合通信局　沖縄総合通信事務所　財務局　地方厚生局　都道府県労働局　地方農政局　北海道農政事務所　森林管理局　経済産業局　産業保安監督部　那覇産業保安監督事務所　地方整備局　北海道開発局　地方運輸局　地方航空局　地方測量部及び沖縄支所　管区気象台　沖縄気象台　管区海上保安本部　地方環境事務所　地方防衛局	沖縄総合事務局　管区警察局　総合通信局　沖縄総合通信事務所　財務局　地方厚生局　都道府県労働局　地方農政局　北海道農政事務所　森林管理局　経済産業局　産業保安監督部　那覇産業保安監督事務所　地方整備局　北海道開発局　地方運輸局　地方航空局　地方測量部及び沖縄支所　管区気象台　沖縄気象台　管区海上保安本部　地方環境事務所　地方防衛局

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター（旧名称公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議）から、適格都道府県センター及び差止請求関係業務を行う事務所の名称変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

一　適格都道府県センターの名称

(一)　変更前の名称　公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

(二)　変更後の名称　公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター

二　差止請求関係業務を行う事務所の名称

(一)　変更前の名称　公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

(二)　変更後の名称　公益財団法人秋田県暴力追放運動推進センター

三　変更を行った年月日　令和七年四月一日

○国家公安委員会告示第十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター（旧名称公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議）から、適格都道府県センター及び差止請求関係業務を行う事務所の名称変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

一　適格都道府県センターの名称

(一)　変更前の名称　公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議

(二)　変更後の名称　公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター

二　差止請求関係業務を行う事務所の名称

(一)　変更前の名称　公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議

(二)　変更後の名称　公益財団法人千葉県暴力追放運動推進センター

三　変更を行った年月日　令和七年四月一日

○外務省告示第二百二号

令和七年三月二十六日に東京で、ブラジル連邦共和国におけるリオ・グランデ・ド・スール州における自然災害に対する重要な産業の強靱性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が日本国政府と国際連合工業開発機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　リオ・グランデ・ド・スール州における自然災害に対する重要な産業の強靱性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四百七十万三千円

3　署名者

日　本　側　石月英雄国際協力局長

国際連合工業開発機関側　足立文緒東京投資・技術移転促進事務所長

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百三号

令和七年三月二十六日にテグシガルパで、ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がホンジュラス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億四千万円

3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日

4　署名者

日　本　側　中井一浩在ホンジュラス大使

ホンジュラス側　エドゥアルド・エンリケ・レイナ・ガルシア外務・国際協力大臣

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百四号

令和七年二月二十七日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億四百万円
3　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　プラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百五号

令和七年三月二十日にプノンペンで、カンボジア王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十一億六千六百万円
3　贈与の供与期限　令和九年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　プラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百六号

令和七年二月二十七日にプノンペンで、カンボジア王国における都市部におけるプラスチックごみ処理能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　都市部におけるプラスチックごみ処理能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億七千八百万円
3　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
国際連合開発計画側　アリーシャ・シャーケル在カンボジア事務所代表

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七号

令和七年二月二十八日にマニラで、フィリピン共和国におけるバンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の脆弱なコミュニティにおける気候に対する強靭性のある生計向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域の脆弱なコミュニティにおける気候に対する強靭性のある生計向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　七億五千七百万円
3　署名者
日　本　側　遠藤和也在フィリピン大使
世界食糧計画側　レジス・チャップマン在フィリピン事務所代表

令和七年六月十日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市浅岸字赤重三〇の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤重三〇の五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市小久田町字井ノ口二六の一、二七の一、二七の二、二九、三〇、四六の一、四八の一、四八の二、四九の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字井ノ口二七の一・四六の一・四八の一・四八の二・四九の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県栃木市岩舟町小野寺字中妻四八〇九、四八一〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中妻四八〇九・四八一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市北野上字尻高田入二七八〇から二七八二まで・二七八五の二・二七八五の三・二七八七の一・二七八九・二七九〇（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二七七六の一、二七七六の三、二七七七の一、二七七七の五、二七七八、二七八三、二七八四、二七八五の四、二七八五の一三、二七八七の三、三六〇四の二四、三六〇四の二六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字内竪字下鴛一一三一の一、一一三一の一〇、一一三一の一一、一一三一の一四、一一三一の一六、一一三二、一一四五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下鴛一一三一の一・一一三一の一〇・一一三一の一一・一一三一の一四・一一四五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山口県山口市小郡下郷字大山二五三九から二五四六まで、字百谷壱二五四九、百谷弐二五五二の一、字南百谷三　一〇六八六から一〇九〇まで、一〇六九一の一から一〇六九一の三まで、一〇六九二、字北百谷壱一〇六九三、一〇六九三の第一、一〇六九四、一〇六九五の一、一〇六九六から一〇六九九まで、字南百谷壱一〇八二〇から一〇八二三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

百谷壱二五四九・字百谷弐二五五二の一・字南百谷三　一〇六八六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡あさぎり町須恵字釈迦堂三三九四の三三、三三九四の三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字釈迦堂三三九四の三三・三三九四の三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及びあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

国会事項

衆議院

条約送付通知書受領

六月六日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

六月六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

行政書士法の一部を改正する法律

資金決済に関する法律の一部を改正する法律

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律

議案提出

六月六日委員長から提出した議案は次のとおりである。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

社会保険労務士法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

議案通知書受領

六月六日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

行政書士法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

質問書提出

六月六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

五月二十六日の朝日新聞記事に関する質問主意書（河村たかし提出）

政府備蓄米の放出に関する質問主意書（河村たかし提出）

金融経済教育推進機構が掲げた重要業績評価指標に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

在外公館に勤務する外務医務官人材の活用に関する質問主意書（早稲田ゆき提出）

元首相夫人のロシア訪問に関する質問主意書（岡本充功提出）

コメの流通に関する質問主意書（岡本充功提出）

刑事訴訟法第二百三十九条第二項に関する質問主意書（櫻井周提出）

バス運転者不足に伴う路線バスの廃止・減便等に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

答弁書受領

六月六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子提出ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大西健介提出がんの早期発見における犬の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出米国からの頭脳流出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出経済財政運営に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出スルガ銀行の不正融資問題に係る被害者救済と行政対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出判例の蓄積に依存する声の権利の保護のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出会話型生成ＡＩに起因する心理的依存及び社会的影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛提出本人の同意なくＡＩで生成されたわいせつ画像や動画の拡散を防止するための法整備に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

六月六日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和六年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告

水産基本法第十条第一項の規定に基づく「令和六年度水産の動向」に関する報告

水産基本法第十条第二項の規定に基づく「令和七年度水産施策」についての文書

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和六年度環境の状況」に関する報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和七年度環境の保全に関する施策」についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和六年度循環型社会の形成の状況」に関する報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和七年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書

生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「令和七年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書

又同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長山中伸介から、次の報告書を受領した。

原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく令和六年度原子力規制委員会年次報告書

又同日人事院総裁川本裕子から次の報告書を受領した。

国家公務員法第二十四条の規定に基づく令和六年度人事院業務状況の報告

参議院

議案受領（予備審査）

六月六日衆議院から次の議案が送付された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十七名提出）（衆第四三号）

国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十七名提出）（衆第四四号）

公務員庁設置法案（大島敦外十七名提出）（衆第四五号）

地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十六名提出）（衆第四六号）

地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十六名提出）（衆第四七号）

議案付託

六月六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

環境影響評価法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）　環境委員会に付託

議決通知

六月六日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

また、同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

行政書士法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案

質問主意書提出

六月六日議員から次の質問主意書が提出された。

難民該当性判断の手引に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一五三号）

教科書検定基準における近隣諸国条項及び中立性の確保に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一五四号）

答弁書受領

六月六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出高年齢者雇用安定法Q＆Aの改訂に関する質問に対する答弁書（第一三一号）

参議院議員浜田聡提出自らを利する政府委員の政策提言に基づき政府が利益誘導に関与した可能性に関する質問に対する答弁書（第一三二号）

参議院議員浜田聡提出虐待判定AI及び相談事業AIをめぐる利益誘導に関する質問に対する答弁書（第一三三号）

報告書提出

六月六日情報監視審査会会長から次の報告書を提出した。

年次報告書（令和七年六月）

条約送付及び通知

六月六日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上及び通知

六月六日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

行政書士法の一部を改正する法律

資金決済に関する法律の一部を改正する法律

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律

報告書及び文書受領

六月六日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく令和六年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和六年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、水産基本法第十条第一項の規定に基づく「令和六年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度水産施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和六年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和六年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「令和六年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和七年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長から、原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく令和六年度原子力規制委員会年次報告書を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣

デジタル大臣平将明帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる　村上誠一郎

同

内閣府特命担当大臣平将明帰朝につき内閣府特命担当大臣（規制改革）事務代理を免ずる（以上六月五日）　村上誠一郎

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する

（岡山県議会議員）　正宗　弘道

正五位に叙する（各通）

従七位　波多　洋治

山崎　安男

正五位に叙する（各通）

従七位　池谷　豊

加藤　董　恒石　定男　依田　英夫

従五位に叙する（各通）

岡崎萬太郎

正六位に叙する

内田　健一　大内　芳春

洲賀崎勝男　仲島　駿　今野　隆

前田美智夫　中西　純之

従六位に叙する（各通）

坂本　幸夫　村田　金爾　森　雅彦

正七位に叙する（各通）

衣原　照夫　松木　孝介

従七位に叙する（各通）（以上五月一日）

従五位に叙する（各通）
石井　利邦　辻倉　亮三

正六位に叙する（各通）
安藤　長一　中島　久幸　森　豊　奥野　浩二　中村　裕史　矢野　正樹

従六位に叙する（各通）
岩崎　清吉

従七位に叙する（各通）（以上五月二日）
岡村　武

従五位に叙する
佐藤　孝　福士　兼義　瀬野　和男　渡部　正彦

正六位に叙する（各通）
荒蒔　傳　河野　秀範　池田　勇　古賀　俊二　管原　金治　富安　利実　成田　正輝　淵田　博宣　三津原　強

従六位に叙する（各通）
浅井　哲雄　佐藤　真一　谷川　正男　東原　和実　肥田木一馬　山内　良夫　栢木　隆志　澤田　幸男　中野　誠司　松林　信好

（岩手県巡査部長）
（法務事務官）
（埼玉県埼玉西部消防組合消防司令長）
箕輪　英治

正七位に叙する（各通）
久我　喜夫

従七位に叙する（以上五月三日）
（阿南工業高等専門学校名誉教授）
天羽　和夫

従四位に叙する
原　義勝

正五位に叙する
茂木　晃　山澤　進

従五位に叙する（各通）
大原　金男　加藤　信幸　西川　保徳　森　綾子

正六位に叙する（各通）
阿部　健雄　小澤弘太郎　櫻井　茂法　佐藤　勝磨　長岡　進　宮内　正一　川崎　規夫　田村　昭夫　金森　義行　由本　忠義

従六位に叙する（各通）
大城　正行　河村　義嗣　石井　利邦　菊地　正治　辻倉　亮三　松橋　和義　安藤　長一　笹川　圭司　中島　久幸　丸尾　勝也　森　豊　山路　好弘　矢野　正樹

従七位に叙する（各通）（以上五月二日）
岩崎　隆行

従五位に叙する
佐藤　孝　瀬野　和男　福士　兼義　渡部　正彦　能登　新一

正六位に叙する（各通）
荒蒔　傳　池田　勇　河野　秀範　古賀　俊二　管原　金治　富安　利実　中野　誠司　成田　正輝　淵田　博宣　三津原　強　栢木　隆志　澤田　幸男　松林　信好

従六位に叙する（各通）
浅井　哲雄　佐藤　真一　谷川　正男　東原　和実　肥田木一馬　山内　良夫　久我　喜夫

従七位に叙する（以上五月三日）
（阿南工業高等専門学校名誉教授）
天羽　和夫

従四位に叙する
原　義勝

正五位に叙する
茂木　晃　山澤　進

従五位に叙する（各通）
大原　金男　加藤　信幸　西川　保徳　森　綾子

正六位に叙する（各通）
阿部　健雄　小澤弘太郎　櫻井　茂法　佐藤　勝磨　長岡　進　宮内　正一　川崎　規夫　田村　昭夫　金森　義行　由本　忠義

従六位に叙する（各通）
大城　正行　河村　義嗣　石井　利邦　菊地　正治　辻倉　亮三　松橋　和義　安藤　長一　笹川　圭司　中島　久幸　丸尾　勝也　森　豊　山路　好弘　矢野　正樹

従七位に叙する（各通）（以上五月二日）
岩崎　隆行

従五位に叙する
佐藤　孝　瀬野　和男　福士　兼義　渡部　正彦　能登　新一

正六位に叙する（各通）
荒蒔　傳　池田　勇　河野　秀範　古賀　俊二　管原　金治　富安　利実　中野　誠司　成田　正輝　淵田　博宣　三津原　強　栢木　隆志　澤田　幸男　松林　信好

従六位に叙する（各通）
浅井　哲雄　佐藤　真一　谷川　正男　東原　和実　肥田木一馬　山内　良夫　久我　喜夫

従七位に叙する（以上五月三日）
（阿南工業高等専門学校名誉教授）
天羽　和夫

従四位に叙する
原　義勝

正五位に叙する
茂木　晃　山澤　進

従五位に叙する（各通）
大原　金男　加藤　信幸　西川　保徳　森　綾子

正六位に叙する（各通）
阿部　健雄　小澤弘太郎　櫻井　茂法　佐藤　勝磨　長岡　進　宮内　正一　川崎　規夫　田村　昭夫　金森　義行　由本　忠義

従六位に叙する（各通）
大城　正行　河村　義嗣　石井　利邦　菊地　正治　辻倉　亮三　松橋　和義　安藤　長一　笹川　圭司　中島　久幸　丸尾　勝也　森　豊　山路　好弘　矢野　正樹

従七位に叙する（各通）
岩崎　隆行

従五位に叙する
佐藤　孝　瀬野　和男　福士　兼義　渡部　正彦　能登　新一

正六位に叙する（各通）
荒蒔　傳　池田　勇　河野　秀範　古賀　俊二　管原　金治　富安　利実　中野　誠司　成田　正輝　淵田　博宣　三津原　強　栢木　隆志　澤田　幸男　松林　信好

従六位に叙する（各通）
浅井　哲雄　佐藤　真一　谷川　正男　東原　和実　肥田木一馬　山内　良夫　久我　喜夫

従七位に叙する（以上五月三日）
（阿南工業高等専門学校名誉教授）
天羽　和夫

従四位に叙する
原　義勝

正五位に叙する
茂木　晃　山澤　進

従五位に叙する（各通）
大原　金男　加藤　信幸　西川　保徳　森　綾子

正六位に叙する（各通）
阿部　健雄　小澤弘太郎　櫻井　茂法　佐藤　勝磨　長岡　進　宮内　正一　川崎　規夫　田村　昭夫　金森　義行　由本　忠義

従六位に叙する（各通）
大城　正行　河村　義嗣　石井　利邦　菊地　正治　辻倉　亮三　松橋　和義　安藤　長一　笹川　圭司　中島　久幸　丸尾　勝也　森　豊　山路　好弘　矢野　正樹

従七位に叙する（各通）
岩崎　隆行

従五位に叙する
佐藤　孝　瀬野　和男　福士　兼義　渡部　正彦　能登　新一

正六位に叙する（各通）
荒蒔　傳　池田　勇　河野　秀範　古賀　俊二　管原　金治　富安　利実　中野　誠司　成田　正輝　淵田　博宣　三津原　強　栢木　隆志　澤田　幸男　松林　信好

従六位に叙する（各通）
浅井　哲雄　佐藤　真一　谷川　正男　東原　和実　肥田木一馬　山内　良夫　久我　喜夫

従七位に叙する（以上五月三日）
（阿南工業高等専門学校名誉教授）
天羽　和夫

従四位に叙する
原　義勝

正五位に叙する
茂木　晃　山澤　進

従五位に叙する（各通）
大原　金男　加藤　信幸　西川　保徳　森　綾子

正六位に叙する（各通）
阿部　健雄　小澤弘太郎　櫻井　茂法　佐藤　勝磨　長岡　進　宮内　正一　川崎　規夫　田村　昭夫　金森　義行　由本　忠義

従六位に叙する（各通）
大城　正行　河村　義嗣　石井　利邦　菊地　正治　辻倉　亮三　松橋　和義　安藤　長一　笹川　圭司　中島　久幸　丸尾　勝也　森　豊　山路　好弘　矢野　正樹

従七位に叙する（各通）
岩崎　隆行

従五位に叙する
佐藤　孝　瀬野　和男　福士　兼義　渡部　正彦　能登　新一

正六位に叙する（各通）
荒蒔　傳　池田　勇　河野　秀範　古賀　俊二　管原　金治　富安　利実　中野　誠司　成田　正輝　淵田　博宣　三津原　強　栢木　隆志　澤田　幸男　松林　信好

従六位に叙する（各通）
浅井　哲雄　佐藤　真一　谷川　正男　東原　和実　肥田木一馬　山内　良夫　久我　喜夫

（一等陸尉）
岡田　健一　窪田　強　中野　郁三　藤井　良二

従七位に叙する（以上五月四日）
正七位に叙する（各通）
土岐　隆

従七位に叙する（五月五日）
齋藤　善治

従四位に叙する
根塚　隆司

従六位に叙する
須藤　武夫

正七位に叙する（以上五月六日）
永井　全

従六位に叙する（各通）
鈴木　勉

正七位に叙する（以上五月七日）
塚田　一夫

正七位に叙する（五月十一日）

○叙勲

（岡山県議会議員）
波多　洋治

旭日小綬章を授ける（五月一日）
岡村　武

（津市議会議員）
内田記美男

旭日小綬章を授ける
大宮　博吉

旭日単光章を授ける（各通）（以上五月三日）
杉浦あきら

旭日単光章を授ける（各通）（五月四日）
山崎　安男

瑞宝小綬章を授ける
大内　芳春　今野　隆　仲島　駿　松新　俊典

瑞宝双光章を授ける（各通）
坂本　幸夫　高原　慶一　石島　貞男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月一日）
河村　義嗣　辻倉　亮三　奥野　浩二　中村　裕史　丸尾　勝也

瑞宝双光章を授ける（各通）
岩崎　隆行　山田　頼男　岩崎　清吉

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二日）
佐藤　孝　谷川　正男　栢木　隆志　富安　利実　能登　新一　福士　兼義　淵田　博宣　三津原　強　山内　良夫　渡部　正彦

瑞宝双光章を授ける（各通）
相田　将輝　友國　和俊　森田　茂夫　土岐　隆　齋藤　善治　田浦　直　根塚　隆司　須藤　武夫　永井　全　鈴木　勉　塚田　一夫　波多　洋治　岡村　武　内田記美男　大宮　博吉　杉浦あきら　山崎　安男　大内　芳春　今野　隆　仲島　駿　松新　俊典　坂本　幸夫　高原　慶一　石島　貞男　奥野　浩二　河村　義嗣　辻倉　亮三　中村　裕史　丸尾　勝也　岩崎　隆行　山田　頼男　岩崎　清吉　佐藤　孝　谷川　正男　能登　新一　福士　兼義　淵田　博宣　三津原　強　山内　良夫　渡部　正彦

瑞宝双光章を授ける（各通）
古賀　俊二　成田　正輝　（埼玉県埼玉西部消防組合消防司令長）　肥田木一馬　前田　清

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三日）
（阿南工業高等専門学校名誉教授）
天羽　和夫

瑞宝小綬章を授ける
岡田　健一　友國　和俊　長岡　進　森　綾子　由本　忠義

瑞宝双光章を授ける（各通）
田村　昭夫　岩井　真理　鈴木　勉　塚田　一夫

瑞宝単光章を授ける（以上五月四日）
瑞宝単光章を授ける（五月五日）
瑞宝単光章を授ける（五月七日）
瑞宝単光章を授ける（五月十一日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

高橋　昌臣　高谷　岩男　藤本　巌　高下　雅行　小島　啓司　垣添　生子　河野　修興　村山　聡　久冨木原玲　小野　勝弘　小山二三夫　扇田　克也　新井　利子　船曳　由美　村野　賢哉　夫馬　賢治　津山　勝美　工藤　隆弘　山村文志郎　倉持　行夫　土方　英治　岡田　操　田貝　正之　平良　友美　櫻井健太朗　大木　正人　小野　友樹　松尾佐枝子　薮野　博行　佐藤哲太郎　万戸　幸子　熊田　俊明　熊田　壽惠　水谷　猛　小林　葉月　竹谷　隆雄　幡谷　浩史　鈴木　康夫　松澤ふみよ　高橋　利見　加納　文一　下田　優作　渡邊榮三郎

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

武内ヒサ子　黒住　義弘　林　清子　赤松　信明　岡田千鶴子　中島　敏夫　疋田　悟

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

フランス国人　アルフレド　アントニオ　ジャー

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

樋口ちづ子　松浦　勝人　上野　昌也　小池　由久　林　正和　東　順子　中瀬古雅子　鈴木　秀明　宮嶋　芳春　梶原　徳二　大澤　澄子　佐藤　茂　奥山　竜也　萩原　妙子　二重作正次　伊草　利房　西辻　達佳　山田　弘子　内藤　研介

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける

長谷川士郎　大塚　裕司　北側　雅司　杉村　克治

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

東　仁郎　高瀬　忠尚　白橋ひとみ　毒島　秀行

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

牧　寛之

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版三個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

くら寿司株式会社
H・U・グループホールディングス株式会社
エバグリーン廣甚株式会社
株式会社ＦＡＣＴ
株式会社平安閣
多摩化学工業株式会社
日本毛織株式会社
株式会社ナスタ
福岡アルミ工業株式会社
株式会社カプコン
株式会社シャイン
株式会社ライフサービス
サロン・ド・ヴェール株式会社
協成建設工業株式会社
株式会社ジャック
田中産業株式会社
宗教法人成田山新勝寺
公益財団法人小松育英会
株式会社フジヒサＦＪ
福玉株式会社
エイベックス株式会社
株式会社エフピコ
まるか食品株式会社
株式会社コスモビューティー
医療法人社団宗仁会
阪南理美容株式会社
株式会社アイ工務店
シフトプラス株式会社
株式会社新昭和
中部薬品株式会社
株式会社キンセイ産業
株式会社外林
大山株式会社
古河電気工業株式会社
株式会社畔蒜工務店
育良精機株式会社
ケージーサービス株式会社
鈴野化成株式会社
株式会社朝陽
株式会社南山堂
日東製網株式会社
株式会社西村製作所
渡邊工業株式会社
日本梱包資材株式会社
株式会社アイモバイル
大邦テクノプラント株式会社
原田工業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故山口喜六遺族　山口　勝子
故殿岡捷男遺族　殿岡　治子
故三浦孝司遺族　三浦　裕太

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年五月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故片桐熙夫遺族　片桐　真伯
故林文生遺族　林　美代子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

追賞賜杯

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事したので、令和七年五月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故日原恒子遺族　日原　昶

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

追賞賜杯

公同の事務に勤勉したので、令和七年五月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故勝見豊遺族　勝見　弘一

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

官庁事項

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第８項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年６月10日　総務大臣　村上誠一郎

1　受付期間

令和７年６月10日（火）午前８時30分から同年７月10日（木）午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

2　地上基幹放送に係る放送対象地域及び地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）

別表のとおり

3　地上基幹放送の区分

超短波放送（コミュニティ放送を除く。）

4　周波数等

別表のとおり

5　申請書の提出場所及び問合せ先

東北総合通信局　〒980―8795　仙台市青葉区本町三丁目２―23　仙台第２合同庁舎

放送部放送課　電話番号022―221―0671

別表

放送対象地域	送信場所	周波数（MHz）	空中線電力（W）
岩手県	九戸郡野田村	88.0	100

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十日　東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　占用を制限する区域　区域

秋田県横手市柳田字持田一五一番から同市大屋新町字小松原一五四番四まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日

(七)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十日　東北地方整備局長　西村　拓

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の２の規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

令和７年６月10日　農林水産大臣　小泉進次郎

品種	名称	申請者
アミラーゼ	ＪＰＢＬ011株を利用して生産されたα―アミラーゼ	ノボザイムズジャパン株式会社

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字北ノ内六番八から同村大字踏瀬字北ノ内一〇番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月十日
東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
岩手県紫波郡矢巾町大字間野々第二地割一二五番一から同町大字間野々第二地割一一〇番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月十日
東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十六号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
岩手県盛岡市上太田蔵戸前一一四番二から同市上厨川字前潟七一番五まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月十日
東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百十三号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子字堂ケ沢一三〇二番一から同町大字手ノ子字博士三九二番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年六月十日
東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 占用を制限する区域　区域備考
秋田県能代市字外堤七八番一から同市字外堤八〇番四まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十日

東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　四号及び六号　名取市増田三丁目五二二番二から同市増田三丁目四七六番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

〃　四十五号　宮城県宮城郡利府町赤沼字中倉三二番三五から同町赤沼字中倉四八番三まで　〃

〃　〃　宮城県宮城郡松島町松島字陰ノ浜三番一から同町松島字道珍浜一〇番まで　〃

〃　百八号　宮城県遠田郡美里町北浦字新高橋四番一から同町関根字船窪一九番一まで　〃

〃　〃　大崎市古川駅前大通二丁目一五六番から同市古川駅前大通二丁目一四三番まで　〃

(二) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(三) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(四) 占用の制限の開始の期日　令和七年六月十日

公告

諸事項

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月10日

千種税務署長　江端　長祐

届出した者　東　尚史

事務所等の名称　東　尚史

事務所等の所在地　愛知県名古屋市千種区徳川山町６丁目２番26号ラグナビルズA702号

責任者の氏名　東　尚史

証明書の有効期限　令和８年３月４日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０３１号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号　グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　株式会社ダイエー
代表清算人　浅野　哲洋
1　決定年月日　令和７年５月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００５号
名古屋市中川区清船町５丁目１番地の３
清算株式会社　中部ロジテム株式会社
代表清算人　犬飼　拓治
1　決定年月日　令和７年５月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１００７号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社ツカサ金属工業所
代表清算人　武内　成泰
1　決定年月日　令和７年５月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１００８号
名古屋市南区南野３丁目129番地
清算株式会社　株式会社リレイション
代表清算人　武内　成泰
1　決定年月日　令和７年５月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第３０１８号
大阪市北区天神橋２丁目北１番21号
清算株式会社　株式会社三亜トレーデイング
代表清算人　尾島　史賢
1　決定年月日　令和７年５月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１号
奈良県橿原市小槻町277番地の28
清算株式会社　株式会社西平観光晃車
代表清算人　西平美津子
1　決定年月日　令和７年５月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０２３号
東京都港区六本木６丁目12番２号
清算株式会社　株式会社エーピー
1　決定年月日　令和７年５月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０１７号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階415Ａ
清算株式会社　株式会社しまだ
代表清算人　宮原　一東
1　決定年月日　令和７年５月28日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　別紙協定債権額一覧表記載の各協定債権者は清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（なお、弁済は各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５号
静岡市葵区牧ヶ谷2114番地
清算株式会社　株式会社インテルナ南條
代表清算人　南條　廣二
1　決定年月日　令和７年５月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　本協定の対象となる債権
令和７年３月17日（以下「本開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。
ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　担保権付債権
1　定義
本協定における担保権付債権とは、特別清算債権のうち清算株式会社が所有する不動産、その他の資産について、本開始決定日までに対抗要件を備えた担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を設定している債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
2　評価の時期
担保権の対象となる資産は、令和６年５月31日時点の早期売却価格で評価する。
3　弁済
⑴　担保権の対象となる資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続に係る諸費用（建物消費税・印紙代・仲介手数料・登記費用・測量代・動産撤去費用・固定資産税及び都市計画税の売主負担分）を控除した額（以下「実質売却価格」という。）を、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充てる。
⑵　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
4　残余債権の弁済及び放棄
⑴　第１回弁済
担保権の対象となる資産は、本協定の許可決定が確定する日（以下「本認可決定確定日」という。）までにその換価処分が終了した場合はその実質売却価格、同日までにそれが未了の場合は前記２による評価額をもって評価し、その担保権で担保された範囲を超える残額について、一般債権の例によって第１回弁済を行う。
⑵　最終弁済及び免除
担保権の対象となる資産は、実質売却価格をもってその担保権で担保された範囲とし、これを超える残額について、一般債権の例によって最終弁済及び債務免除を行う。

第３　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない債権をいう。
２　特別清算債権者への第１回弁済
清算株式会社は、特別清算債権者南條廣二及び橋本静子を除く各特別清算債権者（以下「本特別清算債権者」という。）に対し、本認可決定確定日から１か月以内に、本開始決定日時点の一般債権（第２・４⑴の残余債権を含む。）の元本額の6.5％を、第１回弁済として支払う。
３　特別清算債権者への最終弁済
清算株式会社は、その資産の換価処分が終了した後遅滞なく、以下の方法にて最終弁済を行う。
ア　既に行った第１回弁済額を全て持戻し、弁済の基準となる本特別清算債権者の本開始決定日時点の一般債権（第２・４⑵の残余債権を含む。以下同じ。）の元本の額、及び全ての本特別清算債権者の本開始決定日時点の一般債権の元本の合計額（以下「一般債権元本合計額」という。）を算定する。
イ　弁済の対象となる弁済原資総額（第１回弁済における弁済総額を含む。）を前記アにより算定された一般債権元本合計額で除する方法により、基準弁済率を算定する。
ウ　前記アにより算定された本特別清算債権者の一般債権の元本の額に前記イにより算定された基準弁済率を乗じた債権をもって本特別清算債権者に対する弁済総額とし、同額から既に弁済済みの第１回弁済における弁済額を控除した残額をもって、最終弁済における具体的弁済額を決定する。
エ　清算株式会社は、前記ウにより算定された具体的弁済額を、本特別清算債権者に対し、最終弁済として支払う。
第４　免除
１　本特別清算債権者による免除
本特別清算債権者は、前記第３・３による弁済を受けたときに、残余の特別清算債権につき、その債務を免除する。
２　本特別清算債権者以外の特別清算債権者による免除
特別清算債権者南條廣二及び橋本静子は、本認可決定確定日に、特別清算債権全額につき、その債務を免除する。

静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（ヒ）第１２号

愛知県安城市高棚町郷65番地
清算株式会社　株式会社ケイ・アイズコーポレーション
代表清算人　石川　清春
１　決定年月日　令和７年５月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　協定債権
１　協定債権
協定債権者数及び協定債権額は次のとおりである。
協定債権者数　７名
協定債権額
元本及び特別清算開始決定日までの利息及び遅延損害金　44,953,246円
特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金　額未定
第２　権利の変更
１　一般債権
⑴　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、石川清春の有する債権を除いた債権をいう。
⑵　一般債権の権利変更の一般条項
ア　元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金
清算株式会社は、本協定の認可決定確定時から１か月以内に、一般債権を有する各債権者に対し、一般債権のうち元本及び特別清算開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額に0.11968を乗じた額を弁済し、弁済時に協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
イ　特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金
清算株式会社は、一般債権を有する各債権者より、一般債権のうち特別清算開始決定日後の利息債権及び遅延損害金の全額について、前記アの弁済時に免除を受ける。
２　関係者債権
⑴　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、石川清春の有する債権をいう。
⑵　関係者債権の免除
清算株式会社は、関係者債権について、本協定認可決定確定時に全額の免除を受ける。
３　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、一般債権を有する各債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
４　端数の処理
本協定に基づく弁済額の算定に当たり、弁済額の１円未満の端数は切り上げる。
５　新たな財産が発見されたとき
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、一般債権を有する各債権者に、換価代金から必要な費用を控除した残額を各債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、本協定に基づく債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失う。
６　債権の移転があったとき
特別清算開始決定日以降、一般債権又は関係者債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の一般債権又は関係者債権の債権者とその有する債権の額を基準に本協定の各条項を適用する。

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（ヒ）第１０１号

（本店所在地）和歌山県紀の川市打田131番地の37
清算株式会社　株式会社なだいコーポレーション
代表清算人　灘井　寿夫
１　決定年月日　令和７年５月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
２　別紙協定債権者一覧記載の協定債権者は、本協定認可決定確定をもって、清算株式会社に対する協定債権の全額（協定債権に対する利息、遅延損害金の一切を含む。）につき、その債務を免除する。
３　前項の債務免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権者一覧の協定債権額に応じて按分して弁済する（ただし、１円未満の端数については一律に切り捨てて弁済額を計算する。）。この場合における弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

和歌山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１０２号

（本店所在地）和歌山県橋本市高野口町名古曽1320番地の１
清算株式会社　オーヤパイル株式会社
代表清算人　大家　健司
１　決定年月日　令和７年５月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有する者を「協定債権者」という。

第２　条項

１　別紙協定債権弁済表記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）は、清算株式会社に対し、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む。）について、その債務を全部免除する。

２　第１項の債務免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者（ただし、大家健司を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定債権弁済表記載の各協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第１項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

和歌山地方裁判所民事部

監 督 命 令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

（甲）ＬＬホールディングス株式会社

代表取締役　三宅　誠一

東京都港区浜松町二丁目四番一号

（乙）ＬＬホールディングス２株式会社

代表取締役　三宅　誠一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　四十九頁（号外第六十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十四日

掲載頁　五十二頁（号外第六十一号）

令和七年六月十日

三重県四日市市鵜の森一丁目七番八号

（甲）株式会社マイム

代表取締役　萩　　智洋

三重県四日市市鵜の森一丁目三番二〇号

（乙）株式会社ハリウッドレコード

代表取締役　萩　　智洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

大阪府東大阪市長栄寺二―一二Ｔｓｕｎａｇａｒｕ ＢＬＤＧ五Ｆ

（甲）合同会社キンキプロパティ

代表社員　権藤　由枝

大阪市城東区蒲生二―四―一九キャピタル京橋二〇三号室

（乙）合同会社ペルシード

代表社員　久保　孝徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　五十四頁（号外第一二二号）

（乙）http://www.ikomamanabu.com

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　五十四頁（号外第一二二号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　五十四頁（号外第一二二号）

（丁）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　五十四頁（号外第一二二号）

（戊）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　五十四頁（号外第一二二号）

令和七年六月十日

香川県高松市亀井町四番地二

（甲）株式会社生駒経営

代表取締役　三好　啓之

香川県高松市亀井町四番地二

（乙）株式会社アイ・エス・ケイ

代表取締役　三好　啓之

香川県高松市亀井町四番地二

（丙）株式会社生駒相続・事業承継研究所

代表取締役　三好　啓之

香川県高松市亀井町四番地二岡内第二ビル五階

（丁）株式会社生駒事業再生プロジェクト

代表取締役　三好　啓之

香川県高松市亀井町四番地二

（戊）株式会社生駒保険サービスシステム

代表取締役　三好　啓之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の川南所在のトレーラーホテル事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

東京都港区港南四丁目六番五―三一〇三号

（甲）湾岸トレーディング２号合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都江東区永代二丁目三三番九―三〇二号

（乙）合同会社コビハムランド

代表社員　小口　裕太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都東村山市萩山町三丁目三一番地五六―一一四号

（乙）合同会社ＥＳＧパラドックス

代表社員　小口　裕太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

札幌市中央区北一条西十九丁目二番一号緒方ビル

合同会社エージェンシー

代表社員　及川　真一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社カントールとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

埼玉県児玉郡上里町大字七本木二四六七番地七

合同会社カントール

代表社員　飯田　麻理

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

千葉県市川市妙典二丁目一五番二一ガーデナヴィルマグノリア市川妙典一二〇九号

合同会社ｅｓｔ

代表社員　佐藤　宗大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

東京都江戸川区平井四丁目八番地八号ＤＵＣＯＺＩＰ八〇三号室

合同会社ＫＡＲＡＦＵＬＬ

代表社員　野田　幸男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十五日であり、組織変更後の商号はＯｎｅ Ｖ．Ｏ．Ｗ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

長野県千曲市大字磯部六一二番地一

Ｏｎｅ Ｖ．Ｏ．Ｗ合同会社

代表社員　川上　玄貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社セカイアとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

愛知県新城市一鍬田字清水野三番三

かなり合資会社

代表社員　瀧川　正喜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

名古屋市天白区原五丁目二三〇八番地

事務処理合同会社

代表社員　中村　貴之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

合同会社ＡＯＥ

代表社員　青江　丈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

和歌山県有田市宮崎町字西国尾一〇五二番地一三

合同会社ＳＥＮＳＥ

代表社員　望月　良男

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は新協自動車株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年六月十日

長崎県西彼杵郡時津町久留里郷字船蔵一〇四八番地一八　長崎自動車整備協業組合

代表理事　永田　兵助

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十三日であり組織変更後の商号は株式会社よならとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

沖縄県八重山郡竹富町字竹富七三三番地一

合同会社よなら

代表社員　崎山　用正

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百八十三万二千六百十九円減少し、減少額のうち八千八百九十一万五千五百四十一円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十六日

掲載頁　三頁

令和七年六月十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

ミントフラッグ株式会社

代表取締役　片山　崇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億七七一二万二二八四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十八日

掲載頁　八十二頁（号外第二九三号）

令和七年六月十日

東京都渋谷区広尾一丁目一三番七号恵比寿イーストビル六階　株式会社ＴＷＯ

代表取締役　東　義和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十二日

掲載頁　一一七頁（号外第一六七号）

令和七年六月十日

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

住商ベンチャー・パートナーズ株式会社

代表取締役　山木　英裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月十日

山梨県北杜市大泉町西井出八二四〇番地三三三九

合同会社ＫＯＲＯＣＨＩＮ　ＰＲＯＤＵＣＴＩＯＮＳ

代表社員　ラングダン・ルーベン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二日

掲載頁　七十三頁（号外第一二一号）

令和七年六月十日

滋賀県近江八幡市中小森町三二〇番地の七

株式会社本のがんこ堂

代表取締役　田中　武

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万一千七百二十五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に増資を行い現在の資本金の額は一億五千万一千七百二十五円となっております。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十日

掲載頁　七十一頁（号外第一一〇号）

令和七年六月十日

北九州市小倉北区東港一丁目三番七号

大平紙業株式会社

代表取締役　葛谷　隆二

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を壱億弐千弐百六拾壱萬五千八百参拾四円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十日

愛知県愛西市町方町五軒家東六三番地二

サンワケミカルホールディングス株式会社

代表取締役　鳥居　省吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億二百三十二万七千八百四十二円、資本準備金の額を七億二百三十二万七千八百四十二円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年五月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月十日

東京都府中市府中町一丁目九番地

株式会社ティムス

代表取締役　若林　拓朗

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千百二十八万七千五百五十八円、資本準備金の額を一千百五十四万八千八百八十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二日

掲載頁　七十八頁（号外第一二一号）

令和七年六月十日

川崎市中原区木月一丁目三二番三号

株式会社Ｅｓｓｅｎ

代表取締役　橘　健吾

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年六月十日

大阪市中央区久太郎町三丁目一―二九

株式会社西日本建技

代表取締役　吉良　忠行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十日

札幌市中央区北三条東五丁目五番地九一

株式会社アイワード

代表取締役　奥山　敏康

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十日

東京都杉並区堀ノ内二丁目五番二九号

株式会社ホンゴウリミテド

代表取締役　高橋　和靖

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十日

神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目八番二八号

オリオン機械工業株式会社

代表取締役　中村　允雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十日

静岡県浜松市中央区植松町一四六七番地の五

株式会社前島電気工業社

代表取締役　前嶋　純

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十日

愛知県清須市西枇杷島町泉五七番地

東海理化サービス株式会社

代表取締役　井上　直彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十日

愛知県豊田市上丘町中ノ坪二〇番地

理化トランスポート株式会社

代表取締役　井上　直彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十日

愛知県豊川市赤坂町平山一番地

理化クリーン株式会社

代表取締役　井上　直彦

定款変更につき通知公告

当社は、第二十八期定時株主総会において承認可決されることを条件として、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十日

大阪府八尾市旭ケ丘一丁目一〇八番地二

エスティーエンジニアリング株式会社

代表取締役　松本　裕忠

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止する事に致しましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月十日

山口県下関市長府扇町四番二九号

株式会社いしかわ山口

代表取締役　三上　良雄

株式移転につき通知公告

当社は、Ｔｒｕｓｔホールディングス株式会社（住所東京都中央区日本橋箱崎町一番二号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

令和七年六月十日

東京都中央区日本橋箱崎町一番二号

Ｔｒｕｓｔ株式会社

代表取締役　岡田　拓郎

合併につき株券等提出公告

当社は、ＬＬホールディングス株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月十一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月十日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＬＬホールディングス2株式会社

代表取締役　三宅　誠一

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社坂本と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月十日

熊本市西区八島町七二六番地六

株式会社マルタカ物流

代表取締役　桑田　朋之

提出不能株券に関する異議申述公告

当社（旧商号：株式会社伍福星ネットワーク）は、令和七年一月六日を効力発生日として、当社を株式移転完全子会社、ＣＮ株式会社を株式移転設立完全親会社とする株式移転を実施いたしましたが、本株式移転に際し、株式の割当交付のため当社株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出することができない旨の申し出がありました。よって、ＣＮ株式会社からこれらの株主に対して株券と引換えなしにＣＮ株式会社の株式を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さいますよう、会社法第二二〇条第一項の規定により公告いたします。

令和七年六月十日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

ＧＭＯクリエイターズネットワーク株式会社

代表取締役　五十島啓人

記

名義人	株式の種類	株式数
ＧＭＯペパボ株式会社 東京都渋谷区桜丘町二六番一号	普通株式	二千九百三十五
ＧＭＯインターネット株式会社 東京都渋谷区桜丘町二六番一号	普通株式	五百六十六
株式会社アクシス・ワン 福岡県北九州市小倉北区紺屋町四―六北九州第一ビル六階　六〇二号	普通株式	三十二
カネダホールディングス株式会社 東京都千代田区永田町二丁目九番八―一一〇一号	普通株式	二十

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和七年四月九日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十日

茨城県久慈郡大子町大字小生瀬四〇五三番地の二

株式会社大藤組

規約型確定給付企業年金清算人　小林喜美子

正　誤

令和七年四月一日（号外第七十三号）財務省告示第九十六号（個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件）

（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。